

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・地域の人口構造

本市の人口は、1955年の103千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への労働力流出等によって1975年には82千人まで減少した。その後は増加に転じ、1985年には87千人となった。その後、ほぼ横ばい状態が続き、2023年現在で約83千人となっている。合計特殊出生率は2021年時点で1.76と全国平均の1.30を大きく上回っているものの、出生数は減少傾向にあり2000年以降は死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっている。

・地域の産業構造

本市では、古くから繊維工業や食料品製造業が盛んで、昭和40年代にはTOTOグループや関連企業が、また、昭和50年代には日産自動車関連企業が進出し、その後も半導体関連企業の進出など、工業集積が進んできた。

2004年のダイハツ九州(株)の操業開始後は多くの自動車関連企業が進出し、現在では全国有数の自動車産業のまちとして発展を続けている。

本市の産業を見ると、製造品出荷額等については大分市に続いて県内2位、年間商品販売額については大分、別府に続いて第3位となっている。

特に工業では、製造品出荷額が17年前と比較しおよそ4倍と突出して伸びており、その中でも自動車産業が主体の輸送用機械製造業が製造業全体の7割以上を占めている。

・中小企業の実態

令和4年7月に市内企業を対象に行ったアンケート調査では、経営上の課題として、回答者の約56%が「人材の確保育成」を挙げ、続いて「設備投資」「販路開拓・マーケティング」「後継者育成、不在」の順に多くなっている。全体的に人材不足、設備の老朽化等による更新のための投資、販路拡大等の課題に直面していることがわかる。このまま現状を放置すると、将来的には域内の産業基盤が失われかねない状況であることから、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築することは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 60 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたる産業が、経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、幅広い産業の様々な設備投資を実現する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、山国川流域の山間部から周防灘沿岸部の平野部まで、広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、前述 2 のとおり多岐にわたるため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、I o T やビッグデータ、人工知能（A I）等の革新的技術の活用による業務効率化など多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年 3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は令和 5 年 7 月 3 日から令和 7 年 7 月 2 日までの 2 年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は 3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

労働生産性については、目標伸び率は年平均 3%以上とし、3 年間の先端設備導入計画の場合、計画期間である 3 年後までの労働生産性向上の目標伸び率は 9%以上、4 年間の場合は 12%以上の目標伸び率、5 年間の場合は 15%以上の目標伸び率を設定することとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

次のいずれかに該当する者は、認定対象者としなない。また、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としなない。

①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく届出を要する事業を営む者

③市税の滞納がある者

④太陽光発電設備については、市内事業所等の建築物の屋上等敷地内に設置するもので、電力を直接生産等に供するものに限り対象とし、売電を目的とするものは本計画の趣旨にそぐわないため対象外とする。

⑤その他市長が不相当と認める者